(ウ)　北緯三一度四七分一二秒
　　東経一二八度四五分五二秒
(エ)　北緯三二度二〇分一二秒
　　東経一二八度四五分五二秒
その他　一　射爆撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射爆撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
　二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第三十六号

駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法（平成十九年法律第六十七号）第四条第一項及び第五条第一項の規定に基づき、駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法の規定に基づき再編関連特定防衛施設及び再編関連特定周辺市町村を指定する件（平成十九年防衛省告示第二百十三号）の一部を次のように改正したので、同法第四条第三項及び第五条第二項において準用する同法第四条第三項の規定により公示する。

平成二十六年二月二十八日

防衛大臣　小野寺五典

表中十四の項を十五の項とし、五の項から十三の項までを一項ずつ繰り下げ、四の項の次に次のように加える。

五	経ヶ岬通信所	京丹後市

○福岡県公安委員会告示第五十四号

次の特定抗争指定暴力団等につき、公示事項の一部に変更があったので、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十六年二月二十八日

福岡県公安委員会委員長　瓦林達比古

特定抗争指定暴力団等

平成二十四年十二月二十七日福岡県公安委員会告示第三百五十八号二に係る特定抗争指定暴力団等（浪川睦会）

変更前

指定番号　九〇一一―一

変更後

指定番号　九〇一四―一

○佐賀県公安委員会告示第一号

次の特定抗争指定暴力団等につき、公示事項の一部に変更があったので、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十六年二月二十八日

佐賀県公安委員会委員長　諸隈　博子

特定抗争指定暴力団等

平成二十四年十二月二十七日佐賀県公安委員会告示第四号二に係る特定抗争指定暴力団等（浪川睦会）

変更前

指定番号　九〇一一―一

変更後

指定番号　九〇一四―一

○長崎県公安委員会告示第六号

次の特定抗争指定暴力団等につき、公示事項の一部に変更があったので、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十六年二月二十八日

長崎県公安委員会委員長　大井久美子

特定抗争指定暴力団等

平成二十四年十二月二十七日長崎県公安委員会告示第四十二号二に係る特定抗争指定暴力団等（浪川睦会）

変更前

指定番号　九〇一一―一

変更後

指定番号　九〇一四―一

○熊本県公安委員会告示第一号

次の特定抗争指定暴力団等につき、公示事項の一部に変更があったので、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十六年二月二十八日

熊本県公安委員会委員長　山本　隆生

特定抗争指定暴力団等

平成二十四年十二月二十七日熊本県公安委員会告示第二十六号二に係る特定抗争指定暴力団等（浪川睦会）

変更前

指定番号　九〇一一―一

変更後

指定番号　九〇一四―一

国会事項

衆議院

質問書提出

二月二十六日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

外務省が保管するワインに関する再質問主意書（鈴木貴子提出）

在ウズベキスタン大使館に配置され所在がわからなくなった日本画に関する再質問主意書（鈴木貴子提出）

内閣総理大臣の発言に対する政府ホームページの扱いに関する再質問主意書（鈴木貴子提出）

参議院

質問主意書提出

二月二十六日議員から次の質問主意書が提出された。

アルツハイマー病研究の国家プロジェクトに関する再質問主意書（川田龍平提出）（第三二号）

浄化槽の維持管理に関する質問主意書（小見山幸治提出）（第三三号）

質問主意書転送

二月二十六日次の質問主意書を内閣に転送した。

安倍総理の憲法に対する認識に関する質問主意書（蓮舫提出）（第二四号）

臨床研究における疑惑究明調査を当事者に委ねることに関する質問主意書（川田龍平提出）（第二五号）

国内へのカジノ導入に関する質問主意書（糸数慶子提出）（第二六号）

人事異動

内閣

（外務省大臣官房）外務事務官　小澤　仁

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））に併任する

（同）同　藤山　美典

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））の併任を解除する（以上二月二十四日）

田村　憲久

国務大臣

内閣府特命担当大臣甘利明帰朝につき内閣府特命担当大臣（経済財政政策担当）事務代理を免ずる

（神戸地方裁判所判事兼神戸家庭裁判所判事）判事　本多　俊雄

簡易裁判所判事に兼ねて任命する

（神戸地方裁判所判事兼神戸家庭裁判所判事・尼崎簡易裁判所判事）判事兼簡易裁判所判事　田中　俊次

兼官を免ずる（以上二月二十六日）

会計検査院

（第二局厚生労働検査第三課長）会計検査院事務官　小澤　潔

辞職を承認する（二月二十八日）

叙位・叙勲

○叙位

（北海道大学名誉教授）従四位に叙する　實方　謙二

正五位に叙する　宮原　悦治

従五位に叙する（各通）　山本　政春

石塚モト子　塩田　邦雄

繁安　秀雄　澁谷　孝志

杉山　東幹　藤本　和清

和出　昭夫

正六位に叙する（各通）　秋山　整治

青木　謙二　笠原　博

浅川　正美　中塚淺太郎

大野　治國

佐野　豊次　林　博

津野　克巳　山川　照義

馬場　春雄　永武　正宏

秀村　悦郎

従六位に叙する（各通）

小山　等　土山　勝己

増成　節雄　武藤　増進

正七位に叙する（各通）

従七位に叙する（以上一月二十三日）